A　前年度において自動車税の環境性能割の課税の対象となつた自動車（地方税法第146条第2項の規定によつてその取得が課税対象とならない自動車、同法第148条、第149条、第150条、第158条若しくは附則第12条の2の10の規定によつてその取得に対して自動車税の環境性能割を課することができない自動車又は同法第164条第1項若しくは第165条第1項の規定によつてその取得に対する自動車税の環境性能割の納税義務が免除された自動車を除く。）の台数

［略］

3　種別割に係る基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

（26,400円×α）×（A×0.912）＋（30,000円×β）×（B×0.912）＋（5,900円×γ）×（C×0.912）＋（9,800円×δ）×D

（26,400円×α）、（30,000円×β）、（5,900円×γ）及び（9,800円×δ）に円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（A×0.912）、（B×0.912）及び（C×0.912）に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　前年度の3月31日現在において道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第6条に規定する自動車登録ファイルに登録されている自動車の台数（大型特殊自動車の台数、地方税法第148条の規定により自動車税を課することができない又は自動車税の納税義務が免除された自動車の台数、同ファイルに登録されている自動車の台数のうち東日本大震災により滅失した自動車の台数並びに同ファイルに登録されている自動車の台数のうち道路運送車両法第15条第1項の規定による永久抹消登録をする場合、同法第13条第1項の規定による移転登録及び同法第16条第1項の規定による一時抹消登録を同時にする場合並びに同法第13条第1項の規定による移転登録及び同法第15条の2第1項の規定による輸出抹消仮登録を同時にする場合の手続に伴う地方税法第177条の13の規定による申告がされた自動車であつて、その年の3月末日までに申告の事由が生じ、かつ、当該事由が生じた日から15日以内に当該申告がされた自動車の台数を除く。以下この条において「課税台数」という。）のうち地方税法附則第12条の3及び第12条の4第3項における税率の特例の対象となる台数（以下この条において「グリーン化に係る台数」という。）並びに日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第13条第3項及び第14条第6項の規定の適用を受ける者の所有するものの台数（以下この条において「合衆国軍隊構成員等所有台数」という。）を控除した台数

B　課税台数のうちグリーン化に係る台数（地方税法附則第12条の3第1項及び第12条の4第3項の対象となるものに限る。）

［略］

（固定資産税の基準税額の算定方法）

第二十七条　固定資産税の基準税額は、大規模の償却資産（地方税法第七百四十条の規定により、都道府県が固定資産税を課するものとされている償却資産をいう。以下同じ。）について、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には

A　前年度において自動車税の環境性能割の課税の対象となつた自動車（地方税法第146条第2項の規定によつてその取得が課税対象とならない自動車、同法第148条、第149条、第150条、第158条、附則第12条の2の10若しくは第53条の2第1項若しくは第2項の規定によつてその取得に対して自動車税の環境性能割を課することができない自動車又は同法第164条第1項、第165条第1項若しくは附則第53条の2第3項の規定によつてその取得に対する自動車税の環境性能割の納税義務が免除された自動車を除く。）の台数

［同左］

3　種別割に係る基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

（26,600円×α）×（A×0.907）＋（29,900円×β）×（B×0.907）＋（7,400円×γ）×（C×0.907）＋（9,700円×δ）×D

（26,600円×α）、（29,900円×β）、（7,400円×γ）及び（9,700円×δ）に円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（A×0.907）、（B×0.907）及び（C×0.907）に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　前年度の3月31日現在において道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第6条に規定する自動車登録ファイルに登録されている自動車の台数（大型特殊自動車の台数、地方税法第148条及び附則第54条の規定により自動車税を課することができない又は自動車税の納税義務が免除された自動車の台数、同ファイルに登録されている自動車の台数のうち東日本大震災により滅失した自動車の台数並びに同ファイルに登録されている自動車の台数のうち道路運送法車両法第15条第1項の規定による永久抹消登録をする場合、同法第13条第1項の規定による移転登録及び同法第16条第1項の規定による一時抹消登録を同時にする場合並びに同法第13条第1項の規定による移転登録及び同法第15条の2第1項の規定による輸出抹消仮登録を同時にする場合の手続に伴う地方税法第177条の13の規定による申告がされた自動車であつて、その年の3月末日までに申告の事由が生じ、かつ、当該事由が生じた日から15日以内に当該申告がされた自動車の台数を除く。以下この条において「課税台数」という。）のうち地方税法附則第12条の3における税率の特例の対象となる台数（以下この条において「グリーン化に係る台数」という。）並びに日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第13条第3項及び第14条第6項の規定の適用を受ける者の所有するものの台数（以下この条において「合衆国軍隊構成員等所有台数」という。）を控除した台数

B　課税台数のうちグリーン化に係る台数（地方税法附則第12条の3第1項の対象となるものに限る。）

［同左］

（固定資産税の基準税額の算定方法）

第二十七条　固定資産税の基準税額は、大規模の償却資産（地方税法第七百四十条の規定により、都道府県が固定資産税を課するものとされている償却資産をいう。以下同じ。）について、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には